

産業建設委員会会議録

1 日 時 令和7年6月20日（金曜日）

開会 午前10時 0分

閉会 午前10時20分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出 席)	委員長	三 上 周 治	副委員長	小 西 利 一
	委 員	太 田 善 介	委 員	荒 木 将之介
	委 員	深 見 昌 宏	委 員	小 川 進 一
	委 員	加 藤 保 博		
(欠 席)	なし			
(その他出席者)	議 長	村 木 理 英		

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小 原 純	同次長	日 笠 哲 宏
同主幹	関 藤 克 城	同庶務調査係主事	柴 田 美緒子

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
総合政策部長	入 野 史 也	政策調整課長	林 啓 二
総務部長	内 田 和 弘	財政課長	岡 真 里
産業部長	西 川 茂	文化財課長	河 原 睦 弘
建設部長	平 田 壯太郎	建設部参与	大 田 昇
地域応援課長	目 黒 由 基	地域応援課主幹	安 原 和 行
土木課長	矢 木 武 司	都市計画課長	田 中 章 彦
環境水道部長	西 村 佳 子	環境課長	高 谷 直 樹

6 付議事件及びその結果 別紙のとおり

7 議事経過の概要 別紙のとおり

8 その他必要な事項 別紙のとおり

産業建設委員会審査報告書

令和7年6月20日

総社市議会議長 村木 理英 様

産業建設委員会
委員長 三上 周治

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度総社市一般会計補正予算（第10号）のうち、本委員会の所管に属する部分	承認すべきである
議案第41号	総社市手数料条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第42号	令和7年度総社市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
議案第43号	市道の路線認定について	原案を可決すべきである
議案第44号	市道の路線変更について	原案を可決すべきである

開会 午前10時0分

○三上周治委員長 ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度総社市一般会計補正予算（第10号））のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財政課長。

○岡 真里財政課長 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

この専決処分は、令和6年度総社市一般会計補正予算（第10号）であり、早急に補正予算を定める必要が生じたため、地方自治法の規定に基づき令和7年3月31日に専決処分をしたものでございます。

それでは、本委員会の所管に属する予算につきまして御説明いたしますので、予算書の16ページ、17ページを御覧ください。

第22款市債、第1項市債のうち本委員会の所管に属するものは、第4目衛生費、第6目農林業債、第8目土木債で、広域水道企業団出資金、ため池整備、道路改良や舗装修繕、河川改修などの起債対象事業費の確定により減額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、18ページ、19ページを御覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費、第23節投資及び出資金966万9,000円の減額につきましては、岡山県広域水道企業団への出資金の確定によるものでございます。

続きまして、第3条地方債の補正について御説明いたしますので、6ページ、7ページを御覧ください。

第3表地方債補正（変更）のうち本委員会の所管に属するものは、上から4番目の水道企業団出資金から三つ下の河川事業までの4事業で、歳入で御説明いたしましたとおり市債をそれぞれ減額したことに伴い、その限度額を変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分については承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は承認すべきであると決定されました。

次に、議案第41号 総社市手数料条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 議案第41号 総社市手数料条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

この一部改正は、岡山県屋外広告物条例の一部改正がなされ屋外広告物許可手数料が改正されたことから、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

1枚お開きいただきまして、改定の内容でございますが、屋外広告物の区分及び種類に応じた手数料の金額を改正するものが主なものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第42号 令和7年度総社市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

文化財課長。

○河原睦弘文化財課長 議案第42号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第2号）につきまして、本委員会の所管に属する部分について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、開発事業者から小寺地区における宅地造成工事の届出が提出されたことにより発掘調査の実施が必要となったことから、既存の予算では不足が生じるため、増額するための予算を計上するものでございます。

便宜、歳出から御説明申し上げますので、予算書の12、13ページを御覧ください。

第10款教育費、第5項社会教育費、第9目文化財保護費、第1節報酬33万5,000円及び第4節共済費62万8,000円の増額につきましては、発掘作業員に係る報酬及び共済費でございます。次に、第8節旅費1万4,000円の増額につきましては、発掘作業員の通勤手当でございます。次に、第10節需用費2万9,000円の増額につきましては、発掘現場で雨水を排水するための発電機使用に伴うガソリン代でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、10、11ページへお戻りください。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、第3節受託収入469万3,000円につきましては、歳出で御説明させていただきました発掘調査の事業者からの受託収入でございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っていただき、調書に記載してある款、項、目、事業名を言った後、主要な事務・事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 調書の10ページ、第10款教育費、第5項社会教育費、第9目文化財保護費、埋蔵文化財発掘調査事業で100万6,000円の補正が上がっておりますけど、期間が長くなるというのは、これはどのくらいの期間を見込んでおられるんですか、それを教えてください。

○三上周治委員長 文化財課長。

○河原睦弘文化財課長 深見委員の質問にお答えさせていただきます。

今回の発掘現場での期間でございますが、想定としまして3箇月間を予定しております。

以上でございます。

○三上周治委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 この3箇月間は想定外だったということですね。何か原因があるんですか。

○三上周治委員長 文化財課長。

○河原睦弘文化財課長 深見委員の御質問にお答えします。

当初予定しておりました期間でございますが、発掘調査につきましては2箇月間を予定しておりました。また、発掘調査以外の確認調査につきましては、10日間の掛ける2回分を想定しておりましたので、当初予算としましては期間が少し延びたということになります。

以上です。

○三上周治委員長 どういうこと。文化財課長、延びた原因は。

文化財課長。

○河原睦弘文化財課長 失礼しました。まず、当初予算のほうにつきましては、過去の事例、そういったところから予測をしまして予算化をさせていただいておりますが、急遽今年の2月ですか、業者の方のほうから発掘調査といいますか、この現場をするんですという届出がございまして、その届けに基づきまして考えましたところ3箇月間の費用が必要ということになりましたので、当初予算には反映されてないということになります。

以上でございます。

○三上周治委員長 文化財課長、例えばこういうものが出たから延びましたとか、何かそういう感じの原因についてを多分深見委員は聞いてるんで、何かこういうことが起きたから延びたとかというのは何もないでしょうか。

文化財課長。

○河原睦弘文化財課長 調書のほうでは調査期間が長くなったことからと記載をさせていただいておりますが、まず今回の調査につきましては、新たに調査をすべきという案件が出てきましたので、今回補正をさせていただくということになります。当初では予定してなかった調査がこのたび新たに調査をするという案件が出てきたので、その期間が3箇月間ということになりまして、予算が不足するという状況になりましたので、補正をさせていただくということです。

○三上周治委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 すみません、あまりここは根掘り葉掘り聞くような話でもないんですけど、何か出てきたから長くなったということですよ、今の答弁だと。その何かが出てきたというのは何が出てきたんですか。

○三上周治委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 何かが出てきたというわけではなくて、当初予算は開発等に係る調査です。総社市内には包蔵地がたくさんありますので、そこのための調査で一応予算は例年ある程度前年を見込んで当初予算を取ってるんですが、こういうふうに特定の開発に伴う調査が必要になる場合は当初見込んでいた予算を上回る場合がございますので、こういった案件が出てきたということで今の既存の予算では足りないということで補正予算を組ませていただいているということでございます。この費用については、歳入のほうで組ませていただいておりますけど、事業者が負担をするという形になっているところでございます。

○三上周治委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 これで最後にします。発掘調査なんで当然屋外でされますよね。今、大変いろいろな問題が起きてる屋外でのそういう事例に対して、例えばWBG Tとかそういう数値を確認しながら事故のないようにということで、その期間が延びたとかという話ではないですよ、今の話は。そうですね、事故のないようによろしくお願いします。

○三上周治委員長 何かありますか。

産業部長。

○西川 茂産業部長 そういったおっしゃられたような事態ではございません。発掘調査自体はもちろん職員がついてやっております、特に猛暑の中での作業になりますので、休憩であったりとか、そういった安全管理のほうはきっちりとさせていただいてるところでございます。

以上です。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第43号 市道の路線認定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 議案第43号 市道の路線認定につきまして御説明申し上げます。

このたび認定しようとする路線は1路線で、真壁地内における開発行為に伴い新設された道路、開発道路につきまして新たに市道として認定する必要が生じたため、道路法第8条第2項の規定に基づき市議会の議決を求めるものでございます。

路線の概要、位置について御説明いたしますので、1枚お開きください。

路線名は真壁支線3480号道で、協同組合ウイングバレイの東に所在しており、丸印が路線の起点を表し、矢印が終点を表しております。

説明は以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第44号 市道の路線変更についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 議案第44号 市道の路線変更について御説明申し上げます。

このたび変更しようとする路線は1路線で、岡谷地内で新しく作られた開発道路に関するものでございます。

開発に伴い既存市道の区間を延長する場合で、その結果道路の終点を変更する必要があるため、道路法第10条第3項に基づき市議会の議決を求めるものでございます。

路線の概要、位置について御説明いたしますので、1枚お開きください。

路線名は岡谷支線3035号道で、山手公民館の北東に所在しており、丸印から点線矢印区間が変更前で、丸印から実線矢印までが変更後となります。

説明は以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時20分